

件名	愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課（選挙管理委員会）
根拠法令等	公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号） （令和4年4月6日公布、同日施行）

【改正の概要】

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げようとするもの

1 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度

区分	公費負担の限度額（日額）		備考
	改正後	現行	
一括借上げ方式	64,500円	64,500円	公費負担の限度額は、公職選挙法施行令第109条の4に規定する国政選挙における額と同じである。
個別借上げ方式	レンタル料	16,100円	
	燃料代	7,700円	
	運転手の日当	12,500円	

2 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度

区分	公費負担の限度額（1枚当たり単価）	備考
改正後	○作成枚数が5万枚以下の場合 7円73銭	公費負担の限度額は、公職選挙法施行令第109条の8において準用する同令第109条の7に規定する国政選挙における額と同じである。
	○作成枚数が5万枚を超える場合 $7円73銭 \times 50,000枚 + 5円18銭 \times (\text{作成枚数} - 50,000枚)$ 作成枚数	
現行	○作成枚数が5万枚以下の場合 7円51銭	
	○作成枚数が5万枚を超える場合 $7円51銭 \times 50,000枚 + 5円2銭 \times (\text{作成枚数} - 50,000枚)$ 作成枚数	

3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度

区分	公費負担の限度額（1枚当たり単価）	備考
改正後	○ポスター掲示場数が500以下の場合 $541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円$ ポスター掲示場数	公費負担の限度額は、公職選挙法施行令第110条の4に規定する国政選挙における額と同じである。
	○ポスター掲示場数が500を超える場合 $541円31銭 \times 500 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 316,250円$ ポスター掲示場数	
現行	○ポスター掲示場数が500以下の場合 $525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500円$ ポスター掲示場数	
	○ポスター掲示場数が500を超える場合 $525円6銭 \times 500 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 310,500円$ ポスター掲示場数	

施行日 公布の日

【その他参考事項】

○他の都道府県の状況

対応予定 46（5、6月議会：37、9月議会：4、12月議会：1、2月議会：1、4月議会：1、時期未定2）